

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 29 年 9 月 22 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ファッションセンターしまむら近江八幡店 近江八幡市土田町 1316-1 ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
 - (1) 店舗の立地に伴う周辺道路の交通量増加による事故防止等のため、来退店計画を遵守されたい。特に店舗敷地西側の市道をはじめとする周辺の生活道路を利用した来店者が出ないような対策を講じられたい。
 - (2) 7.5 キロワット以上の送風機（空調室外機）を設置する場合は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）の規定に基づき届出が必要になるので届出を行うこと。
 - (3) 廃棄物の収集等を行う場合は、自己運搬または許可業者による運搬を行うこと。
 - (4) 周辺景観との調和に努めること。
 - (5) 滋賀県屋外広告物条例（昭和 49 年滋賀県条例第 51 号）に基づき許可申請を行うこと。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町 236 番地
 - (2) 縦覧期間 平成 29 年 9 月 22 日から平成 29 年 10 月 23 日まで